

## 観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光地の魅力向上を図るとともに、地域経済の活性化に資するため、観光関連施設等（別表1に掲げる施設等に限る。以下「施設等」という。）を整備（別表2に掲げる整備区分に該当するものに限る。）する事業に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、予算の範囲内において当該市町村等に補助金を交付するものとする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 市町村

二 次のいずれかに該当する者

イ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する者

ロ 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項第3号及び第4号、第6号に規定する者

ハ その他、知事が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号のうち、団体の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の運営に関与している者または当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）

又は自己が次の各号のいずれかに該当する者は対象とはならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、単年度事業であって、次に掲げる事業とする。

- 一 市町村が第1条に規定する施設等の整備を行う事業
  - 二 第2条第1項第2号に定める者が行う、第1条に規定する施設等の整備を行う事業に対し、当該事業の実施に要する費用の全部又は一部を市町村が補助する事業（当該整備事業の実施に要する費用のうち、この要綱に定める補助対象経費に対し、1/2以上を補助するものに限る）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象とはならない。
- 一 県の他の補助金等が交付される事業。
  - 二 県の補助金等により整備した施設のうち、当該補助金等の制度に規定する耐用年数等を超えていない施設等の改修又は大規模修繕を行う事業。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費及び補助率、補助上限)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助率、補助上限は、実施主体ごとに別表3のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、観光地魅力アップ整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、いずれの場合も軽微な変更については、この限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。
- 四 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 五 その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第7条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、観光地魅力アップ整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により補助事業の状況報告をしようとする場合は、当該補助金の交付決定年度内の知事が定める期日までの事業の遂行状況について、知事が定める期日までに観光地魅力アップ整備事業遂行状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により補助事業の実績報告をする場合は、事業完了の日から起算して一月以内又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、観光地魅力アップ整備事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、観光地魅力アップ整備事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払等)

第11条 知事は、規則第16条第1項の規定により、請求に基づき補助金を概算払いにより交付することができる。

2 概算払いによる補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条第2項の規定により、観光地魅力アップ整備事業補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第1項に規定する、本事業により取得し、又は効用の増加した施設（以下、「施設」という。）の耐用年数の期間は、減価償却施設の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間を準用する

2 施設を補助金の交付目的以外の用途に使用し、他の者に貸与若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者が施設を処分することにより収入があるときは、当該施設の耐用期間を経過している場合を除き、その収入の全部または一部を納付させることができる。

(施設の管理)

第13条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、事業完了後においては、補助事業により整備・改修した施設について、おもてなしの観点から、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の規定について、補助事業完了の日の属する会計年度から、補助事業完了

の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度までの間は、観光地魅力アップ整備事業施設管理状況報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

第14条 この要綱に掲げる観光地魅力アップ整備事業の実施に関して必要な細目は別に定める実施要領による。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年3月24日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年5月19日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年3月16日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年5月25日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年7月8日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第1条)

施設等	ア. 公衆トイレ	観光地において、観光客の利用を目的として設置するトイレをいう。
	イ. 駐車場	観光地において、観光客の利用を目的として設置する駐車場（一体で整備される付随設備（自転車用駐輪設備等、施設機能の強化に資するもの）を含む）をいう。
	ウ. 観光案内板	地域の観光周遊を促すことを目的として設置する案内板であり、次のものをいう。 ①観光案内板 地域の周遊観光を促すため、観光施設や史跡、名所及び景勝地などの位置を広域に示すもの ②誘導標識 一定の地域内に所在する複数の観光施設等について、統一的に当該地点への方向や距離を示すもの
	エ. 観光案内所	周辺の観光施設等の情報を観光客に直接案内することを目的に設置する場所（飲食や物販などを行う場所を併設する場合は、観光案内をする場所に限る）をいう。
	オ. 照射設備	観光客の誘引を目的として、名勝・旧跡・観光施設等を照射するために設置する固定型の設備をいう。
	カ. サイクルステーション	サイクルツーリズムの推進を図るため、サイクリストの受け入れ環境整備を目的として、広域なサイクルルートに設置するものであること。

別表2 (第1条)

整備区分	ア. 新設	当該施設が無い又は不足していることで生じている支障を解消するため、新たに設置するもの
	イ. 改修	既存施設において、利用又は環境衛生上生じている支障を解消するため、改修することで機能向上を図るもの
	ウ. 大規模修繕	既存施設において、災害等のやむを得ない事由により、使用に堪えられない状況を解消するため、抜本的に修繕を図るもの

別表3 (第4条)

実施主体	補助対象経費	補助率	補助上限額
ア. 市町村	第3条第1項第1号に規定する整備事業の実施に要する費用	補助対象経費の2分の1以内	7,500千円 (観光案内板は1,000千円/基)
イ. 第2条第1項第2号に定める者	第3条第1項第2号に規定する補助事業の実施に要する費用 (第2条第1項第2号に定める者が行う、第1条に規定する施設等の整備を行う事業に要する費用の2分の1を上限とする)	補助対象経費の3分の2以内	4,000千円 (観光案内板は1,000千円/基)